新潟県

新潟県報

発　行　　新　潟　県

号　外　7

平成26年３月31日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則

36　新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則（港湾振興課）

規　　則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年３月31日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県規則第36号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

第１条　新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（予算原案の作成） **第５条**　局長は、港湾振興課長及び事務所長が作成した予算資料により予算の原案を作成しなければならない。この場合において、予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。	（予算原案の作成） **第５条**　局長は、港湾振興課長及び事務所長が作成した予算資料により予算の原案を作成しなければならない。
（取得価額） **第112条**　投資不動産の取得価額は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3)　（略） (4) その他無償譲受け等の場合で取得価額の不明なものにあつては、公正な評価額	（取得価額） **第112条**　投資不動産の取得価額は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3)　（略） (4) その他無償譲受け等の場合で取得価額の不明なものにあつては、適正な見積価額
（整理事項） **第160条**　港湾振興課長は、毎事業年度末において決算整理事項として次の各号の手続をしなければならない。 (1)　（略） (2) 繰延収益の償却 (3) 引当金の計上 (4) 資産の評価 (5)　（略） (6)　（略）	（整理事項） **第160条**　港湾振興課長は、毎事業年度末において決算整理事項として次の各号の手続をしなければならない。 (1)　（略） (2) 繰延資産の償却 (3) 退職給与引当金及び修繕引当金の計上 (4)　（略） (5)　（略）
（決算書類の提出） **第162条**　港湾振興課長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、局長に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。 (1)～(6)　（略） (7) キャッシュ・フロー計算書 (8)　（略） (9)　（略） (10)　（略） (11)　（略）	（決算書類の提出） **第162条**　港湾振興課長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、局長に提出しなければならない。 (1)～(6)　（略） (7)　（略） (8)　（略） (9)　（略） (10)　（略）

（報告セグメントの区分） 第165条　地方公営企業法施行規則第40条第２項に規定する報告セグメントの区分は、宅地造成事業とする。	第165条　削除

第２条　新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第６条関係）

(1) 収入原因行為専決・委任区分

費目＼専決・委任区分			副知事	局長	港湾振興課長	事務所長	分所長
（収益的収入）							
営業収益	土地売却収益		５億円未満	7,000万円未満			
	その他営業収益	財産貸付収益			○		○
		その他営業収益		100万円以上	100万円未満		
営業外収益	受取利息及び配当金				○		
	他会計補助金				○		
	補助金				○		
	長期前受金戻入				○		
	雑収益	有価証券売却収益			○		30万円未満
		不用品売却収益			○		30万円未満
		延滞金及び加算金	500万円未満	200万円未満	100万円未満		
		その他雑収益			○		
特別利益	固定資産売却益		2,000万円未満	1,000万円未満			
	過年度損益修正益		500万円以上	500万円未満	300万円未満		
	その他特別利益		500万円以上	500万円未満	300万円未満		
（資本的収入）							
企業債				○			
他会計借入金				○			
他会計補助金				○			
貸付金収入金				100万円以上	100万円未満		
その他資本的収入				200万円以上	200万円未満	200万円未満	

(2) 支出負担行為専決・委任区分

費目 ＼ 専決・委任区分			副知事	局長	港湾振興課長	港湾振興課課長補佐	事務所長	分所長
(収益的支出)								
営業費用	土地売却原価				○			
	一般管理費	給料				○		
		職員手当等				○		
		賞与引当金繰入額			○			
		賃金			○		○	
		報酬				○		○
		退職給付費				○		
		法定福利費				○		○
		厚生福利費			○		○	
		備消品費			30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満
		旅費				○		○
		修繕費						
		電気、機械、土木及び建築工事費	１億円以上	１億円未満	5,000 万円未満		5,000 万円未満	
		材料購入費その他	5,000 万円以上	5,000 万円未満	3,000 万円未満		3,000 万円未満	
		修繕引当金繰入額			○			
		特別修繕引当金繰入額			○			
		貸倒引当金繰入額			○			
		その他引当金繰入額			○			
		賃借料			30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満
		委託料	2,000 万円以上	2,000 万円未満	1,000 万円未満		1,000 万円未満	
		報償費			30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満
		備品費	7,000 万円未満	3,000 万円未満	500 万円未満		500 万円未満	
		通信運搬費			30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満
		負担金		1,000 万円以上	1,000 万円未満		1,000 万円未満	
		土地維持管理費			○		250 万円以上	250 万円未満
		雑費			○		30万円以	30万円未

							上	満
		減価償却費			○			
		資産減耗費			○			
営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費				○			
	雑支出				○			
特別損失	固定資産売却損		2,000 万円未満	1,000 万円未満				
	減損損失		2,000 万円未満	1,000 万円未満				
	災害による損失		2,000 万円未満	1,000 万円未満				
	過年度損益修正損		500 万円以上	500 万円未満	300 万円未満			
	その他特別損失		500 万円以上	500 万円未満	300 万円未満			
(資本的支出)								
用地造成事業費	用地費				○		○	
	補償費				○		○	
	委託料		3,000 万円以上	3,000 万円未満	2,000 万円未満		2,000 万円未満	100 万円未満
	造成工事費		５億円未満	４億円未満	３億円未満		３億円未満	
	仮設備費		7,000 万円未満	3,000 万円未満	500 万円未満		500 万円未満	
	借入金返済金			○				
	企業債償還金			○				
	投資その他の資産	投資有価証券			○			
		出資金		○				
	無形固定資産取得費				○			

(3) 収支命令決裁区分

事　　項	費　　目	決　　裁　　者
調定及び支出命令をすること	支出負担行為を港湾振興課課長補佐が行つたもの	港湾振興課課長補佐
	その他の費目	港湾振興課長

注　１　○印は、金額に制限なく当該欄の職にある者に決裁させることを示す。
　　２　課長補佐を２人置く場合は、事務職員の課長補佐に限り決裁させる。
　　３　継続費及び債務負担行為については、相当する費目についてこの表を適用する。
　　４　２以上の費目にわたる収入原因行為及び支出負担行為については、その費目のうち上級の者に専決させ、又は委任する費目についてこの表を適用し、２以上の費目のうち知事の決定を要する費目があるときは、その収入原因行為及び支出負担行為についてはこの表を適用しない。

別表第２（第24条、第98条関係）

新潟東港臨海用地造成事業会計勘定科目

資　　産

固定資産

款	項	目	節	細節	備　考
(用地造成事業固定資産)					括弧内の款科目は、財務諸表作成時の科目とし、日常の整理には使用しない。 以下、事業の用に供する固定資産を「有形固定資産」、「無形固定資産」及び「投資その他の資産」に区分して整理する。
有形固定資産					各項目ごとに「土地」から「その他有形固定資産」まで項において区分して計上する。
	土地				土地（事業用の敷地のほか、公舎敷地又は事業に附属する用地を含む。)の取得に要した買収費又は整地費（建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。)、登録税及び測量費等
	建物				建物の取得に関して要した工事費（基礎工事費及び附属施設工事費を含む。)、買収費（買収建物を使用するために要した修繕、模様替、改造等の諸係費を含む。)、整地費(「土地」に整理されるものを除く。)等を計上する。
	建物減価償却累計額				
	構築物				構築物の取得に関して要した工事費、買収費その他諸費用を項目ごとに区分して計上する。
	構築物減価償却累計額				
	機械及び装置				耐用年数が１年以上であつて、取得価額が５万円以上の機械及び装置の取得購入費及びその附属設備を種目別に区分して計上する。
	機械及び装置減価償却累計額				
	車両及び運搬具				基礎工事費、運搬費、据付費その他諸係費を含む。 耐用年数が１年以上であつて、取得価額が５万円以上の自動車、オートバイ、船舶等を種目ごとに区分して計上する。
	車両及び運搬具減価償却累計額				
	工具器具及び備品				耐用年数が１年以上であつて、取得価額が５万円以上の「機械及び装置」に含まれない器具及び備品又は工具類を種目ごとに区分して計上する。
	工具器具及び備品減価償却累計額				

	リース資産				有形固定資産に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産を計上する。
	リース資産減価償却累計額				
	その他有形固定資産				上記科目以外の有形固定資産を計上する。
	その他有形固定資産減価償却累計額				
無形固定資産					有償で取得した無形固定資産を種類別に項において計上する。
	借地権				
	水利権				
	地上権				
	施設利用権				
	電話加入権				
	リース資産				
	その他無形固定資産				
投資その他の資産					有価証券、出資金、長期貸付金及び基金等を整理する。
	投資有価証券				
	出資金				節において出資先別に区分して計上する。
	長期貸付金				
		一般貸付金			他会計に対する長期貸付金以外のものを計上する。
		他会計貸付金			他会計に対する長期貸付金を計上する。
	貸倒引当金				長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるものを計上する。
	基金				基金設置条例に基づき、特定預金等の形態で保有する基金を節において基金の種類別に計上する。
	その他投資				上記科目以外の投資その他の資産を計上する。
完成土地					事業の造成完成土地について「未成土地」から振替えたものを整理する。この場合において、当該振替土地の造成に要した直接経費及び関連経費を加えた額で計上する。
未成土地					事業の造成に要する諸経費を整理する。造成完成後は「完成土地」又は固定資産等の当該科目へ振替える。

		用地費			造成用地等の取得に要する経費（補償費等を含めて土地売買契約を締結する場合は当該経費を含めた額）を計上する。ただし、括弧書のときで可分の場合は区分して契約し、それぞれの当該項目で整理する。
			買収費		用地の買収費を計上する。
			取得雑費		用地の取得に要する諸雑費（用地取得に直接必要な公租、公課又は手数料）を計上する。
		補償費			用地の取得に伴う建物移転補償、農地補償、立木補償その他物件補償費等又は用地の取得に直接関係のない鉱業権補償及び水利権補償等の経費を計上する(「用地費」に計上されるものを除く。)。
			建物移転補償費		
			その他補償費		
		造成工事費			造成工事、施設撤去費等、造成に要する経費を計上する。
		諸施設費			事業のためにする道路、橋梁、排水路、緑地施設、水道、電気施設工事等に要する経費を計上する。
			道路施設費		
			橋梁施設費		
			その他施設費		
		補償工事費			事業のための補償工事費を計上する。
		仮設備費			事業の未成土地造成工事中に使用する土地、設備及び機械器具で耐用年数１年以上、取得価額が５万円以上のものを計上する。
			土地		「有形固定資産」の同項目に準じて計上する。
			建物		同上
			構築物		同上
			機械及び装置		同上
			車両及び運搬具		同上
			工具、器具及び備品		同上
			その他仮設備		上記科目以外のものを計上する。
		雑支出			上記科目以外のものを計上する。
		雑収入			未成土地の減少科目として計上すべきものを項目ごとに区分して計上する。
年賦未収金		土地売却収益			「土地売却収益」に係る年賦未収入額を計上する。

流動資産

款	項	目	節	細節	備　　考
現金・預金					
	現金				手持現金、小切手、送金為替手形等を計上する。
	預金				１年以内の期限の定期預金、別段預金及び普通預金を計上する。
未収金					
	営業未収金				「営業収益」の各科目に係る未収入額を計上する。
		土地売却収益			
		その他営業収益			
	営業外未収金				「営業外収益」の各科目に係る未収入額を計上する。
		受取利息			
		他会計補助金			
		その他営業外収益			
	その他未収金				固定資産売却代金等上記以外の未収金を計上する。
貸倒引当金					未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるものを計上する。
有価証券					随時現金化される有価証券で一時的所有の目的をもつて保有されるものを当該証券の種類ごとに区分して整理する。
	社債(何)				
貯蔵品					貯蔵品は、用途及び類別に区分して整理する。
短期貸付金					契約期間が１年を超えない貸付金を整理する。
貸倒引当金					短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるものを計上する。
前払費用					一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、未だ提供されていない役務に対して支払われた対価のうち、当該事業年度の費用に属さないもので１年以内に償却されて費用となるべきものを整理する。
		前払未経過保険料			
		その他前払費用			
前払金					工事代、物品代等で前金で支払いされた金額で前払費用に属さないものを整理する。
		工事代			工事区分別に整理を要する場合は節において行う。
		物品代			
未収収益					一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対して未だ支払を受

					けていないものを計上する。
貸倒引当金					未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるものを計上する。
その他流動資産		その他前払金(何)			上記科目以外のものを整理する。

負　　債

固定負債

款	項	目	節	細節	備　　考
企業債					
	建設改良費等の財源に充てるための企業債				建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（１年内に償還期限の到来するものを除く。）を計上する。
	その他の企業債				建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（１年内に償還期限の到来するものを除く。）を計上する。
他会計借入金					
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金				建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（１年内に返済期限の到来するものを除く。）を計上する。
	その他の長期借入金				建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（１年内に支払期限の到来するものを除く。）を計上する。
リース債務					ファイナンス・リース取引におけるリース債務（１年内に支払期限の到来するものを除く。）を計上する。
引当金					
	退職給付引当金				将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（１年内に使用される見込みのものを除く。）を計上する。
	特別修繕引当金				数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（１年内に使用される見込みのものを除く。）を整理する。
	その他引当金				上記以外の引当金（１年内に使用される見込みのものを除く。）を計上する。
年賦売却益引当金					
その他固定負債					上記科目以外のものを整理する。

流動負債

款	項	目	節	細節	備　　考
一時借入金					契約期間が１年を超えない一時的な借入金を整理し、借入先別に区分して計上する。
		（何）銀			

		行 一般会計借入金			
企業債					
	建設改良費等の財源に充てるための企業債				１年内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債を計上する。
	その他の企業債				１年内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債を計上する。
他会計借入金					
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金				１年内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金を計上する。
	その他の長期借入金				１年内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金を計上する。
リース債務					１年内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務を計上する。
未払金					
	営業費用未払金				「営業費用」の各科目に係る未払額を計上する。
		一般管理費 その他営業費用			
	営業外費用未払金				「営業外費用」の各科目に係る未払額を計上する。
		支払利息 その他営業外費用			
	その他未払金				上記科目以外のものを整理する。
未払費用					一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対して未だその対価の支払が終わらないもののうち「営業費用未払金」に属さないものを整理する。
前受金					債務の履行をしていない対価を他から前受けした金銭及び次期以降に属する収益を整理する。
	営業前受金				
		土地売却代（何）			
	営業外前受金				

	その他前受金				
前受収益					前受利息、前受賃貸料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、未だ提供していない役務の対価の前受額を計上する。
引当金					
	退職給付引当金				将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額のうち１年内に使用される見込みのものを計上する。
	賞与引当金				翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積り計上する引当金を整理する。
	修繕引当金				企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかつた場合において、その修繕に備えて計上する引当金を整理する。
	特別修繕引当金				数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち１年内に使用される見込みのものを計上する。
	その他引当金				上記以外の引当金のうち１年内に使用される見込みのものを計上する。
その他流動負債					１年内に債務の履行を伴う負債を整理する。
	預り金				現金で返済すべき一時的な預り金をその種類別に区分して計上する。
			源泉徴収税		
				所得税	
				住民税	
			社会保険料		
				健康保険料	
				雇用保険料	
				厚生年金保険料	
			その他預り金		
	その他流動負債				

繰延収益

款	項	目	節	細節	備　　考
長期前受金					償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行つた場合におけるその繰入金の額を計上する。

長期前受金収益化累計額					

資　　本

資本金

款	項	目	節	細節	備　　考
資本金	固有資本金 出資金 組入資本金				地方公営企業法（昭和27年法律第292号）適用の時における資本金の額を計上する。 他会計からの出資金の額を計上する。 剰余金から資本金に組み入れた額を計上する。

剰余金

款	項	目	節	細節	備　　考
資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 補助金 その他資本剰余金				資本金に属するもの以外の資本取引によつて企業内に留保された額で資本金の額を超過した額を整理する。
利益剰余金	減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金 （当年度未処理欠損金）	繰越利益剰余金年度末残高 （繰越欠損金年度末残高） 当年度純利益（当年度純損			営業活動によつて発生した利益で資本金の額を超過した額を整理する。

		失)			

収　益

款	項	目	節	細節	備　考
(用地造成事業収益) 用地造成事業収益					括弧内の款科目は、財務諸表作成時の科目とし、日常の整理には使用しない。
	営業収益				主たる営業活動から生ずる収益を土地売却収益又はその他営業収益に区分して整理する。
		土地売却収益			
		その他営業収益			上記の科目に該当しない収益で通常発生する収益を整理する。
			財産貸付収益		
			(何)その他営業収益		節において更に区分して整理する。
	営業外収益				金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外の原因から生ずる収益を整理する。
		受取利息及び配当金			
			預金利息		
			基金利息		
			貸付金利息		
			有価証券利息		
			配当金		
		他会計補助金			収益的支出を負担することを目的とする返済の必要のない他会計からの補助金を整理する。
		補助金			
		長期前受金戻入			
		雑収益			
			有価証券売却収益		
			不用品売却収益		
			その他雑収益		
	特別利益				当年度の経常的収益から除外すべき利益を計上する。
		固定資産売却益			
		過年度損益修正益			
		その他特			

		別利益			

費　　用

款	項	目	節	細節	備　　考
（用地造成事業費用） 用地造成事業費用					括弧内の款科目は財務諸表作成時の科目とし、日常の整理には使用しない。
	営業費用				主たる営業活動から生ずる費用を、土地売却原価、一般管理費又はその他営業費用に区分して整理する。
		土地売却原価			
		一般管理費			営業業務に係る費用及び土地造成事業の運営全般に関連する総括的業務費用を整理する。
			給料		定数内職員の給料
			手当		定数内職員の手当
				扶養手当	
				管理職手当	
				通勤手当	
				時間外勤務手当	
				寒冷地手当	
				期末勤勉手当	
				初任給調整手当	
				宿日直手当（何）	
			賞与引当金繰入額		賞与引当金として計上するための繰入額
			賃金		臨時職員又は非常勤職員の賃金
			報酬		臨時又は非常勤の嘱託員及びこれらの者に準ずる者の報酬
			退職給付費		退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払にあたつて不足が生じた場合の当該不足額
			法定福利費		共済組合負担金、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料、定期健康診断費等法令の定めるところにより負担しなければならない費用
			厚生福利費		職員の環境衛生、文化向上、体育向上、厚生施設関係及び厚生団体に対する補助金等
			備消品費		事務用消耗品及び消耗器材の購入費
				光熱水費	電灯料、水道及びガス使用料等
				燃料費	自動車、暖房等に使用される燃料費
				印刷製本費	文書、図面（写真及び青写真の焼付を含む。）、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費

					その他備消品費	上記科目以外の備消品費を整理する。
				旅費		職員に対する旅費、旅費依頼及びその他の旅行に対する費用
				修繕費		有形固定資産の維持修繕に要する費用
				修繕引当金繰入額		修繕引当金として計上するための繰入額
				特別修繕引当金繰入額		特別修繕引当金として計上するための繰入額
				貸倒引当金繰入額		貸倒引当金として計上するための繰入額
				その他引当金繰入額		その他引当金として計上するための繰入額
				賃借料		借地料、借家料、自動車借上料、会場借上料及び無形財産の賃借料若しくはこれらの損料等
				委託料		委託契約に基づく調査、測量、試験及び事務の委託料
				報償費		謝礼金
				備品費		
				通信運搬費		葉書、郵便切手、電信電話料（加入料、自己資産とならない移転料、維持料を含む。）、郵送料、運送料（荷造費を含む。）、ラジオ、テレビ聴取料等
				負担金		諸負担金（協議会等の会費、分担金及び関連経費の負担金等）
				土地維持管理費		「有形固定資産」の「土地」に関する維持管理に関する費用
				雑費		「一般管理費」のうち他の項目に該当しないものを交際費又は諸費に区分して計上する。
					交際費	
					諸費	研修費、手数料、保険料、諸費
				減価償却費		有形固定資産減価償却費及び無形固定資産減価償却費に区分して整理する。
					有形固定資産減価償却費	
					無形固定資産減価償却費	
				資産減耗費		
					固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
					棚卸資産減耗費	棚卸資産の毀損、変質または滅失による除却費及び低価法による評価損
			その他営業費用			上記科目以外の営業費用を整理する。
				材料売却原価		

			雑支出		
	営業外費用				主たる営業活動から生ずる費用又は財務活動に係る費用以外の費用を整理する。
		支払利息及び企業債取扱諸費			
			企業債利息 一時借入金利息 長期借入金利息 企業債手数料及び取扱費		
		雑支出			上記科目以外の営業外費用を整理する。
			不用品売却原価 その他雑支出		
	特別損失				当年度の経常費用から除外すべき損失を計上する。
		固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失			

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。